

入 札 説 明 書

宮崎県が行う下記の業務委託に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 5 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 7 年 10 月 31 日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 令和 7 年度宮崎県の国際化に関するアンケート調査業務委託
- (2) 業務の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日まで

3 競争入札に参加する者に必要な資格要件

本委託業務に係る入札に参加する者に必要な資格は、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年告示第 93 号）第 2 条に規定する資格を有し、主な営業種目がその他（調査・研究・検査）に登録されており、かつ、入札公告日において次のいずれの要件も満たしている者であること。

①事業所の所在地に関する事項	県内に主たる営業所（本店）又は従たる営業所（支店）を有しており、かつ、当該営業所専任の者が本委託業務を実施すると認められるもの。
②受託実績に関する事項	過去 2 年間の間に国又は地方公共団体と、本委託業務と種類及び規模を同じくする調査研究等に係る契約を締結し、これらを全て誠実に履行した実績があること。 なお、同じ種類とは、無作為に抽出した対象者にアンケートを実施し、得られた結果を収集・整理・分析し報告する形態のものをいい、同じ規模とは、調査のサンプル数が概ね 5,000 サンプル以上のものをいう。
③欠格該当者でないこと	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
④その他の事項	ア 県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。 イ 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではない者。

4 条件付一般競争入札参加資格の確認

本委託業務に係る入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に必要書類を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間

公告日から令和 7 年 11 月 7 日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

イ 提出場所

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課 国際企画・旅券担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：0985-24-1132

ウ 提出書類

入札参加資格確認申請書 (別記様式1)

エ 必要書類

- ・ 同種同程度の業務の実績を証する書類（契約書の写し及び報告書）
- ・ 組織図、従業者数及び業務概要がわかるもの（本委託業務を実施する者を明記すること）
- ・ 氏名（フリガナ付き）、性別及び生年月日を記載した役員名簿
- ・ 県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面
- ・ 入札の参加に関する誓約事項 (別記様式5)

オ 結果通知

入札参加資格の有無について、速やかに決定し、申請者に対して通知する。

5 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課 国際企画・旅券担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
（電 話）0985-24-1132
（F A X）0985-26-7327
（E-mail）kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp

6 入札質問書の提出及び回答

(1) 提出期限及び提出場所

- ア 提出期限 令和7年11月7日（金） 午後5時15分必着
イ 提出場所 宮崎県商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課
（電子メールアドレス：kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp）
ウ 提出方法 直接提出のほか、郵送及び電子メールによる提出を可とする。

(2) 提出する書類

入札質問書 (別記様式4)

(3) 入札質問書に対する回答

回答は質問者に対し電子メールで行う。ただし、入札参加者全員に影響する回答の場合は、県ホームページに回答を掲載する。

7 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 令和7年11月12日（水） 午後5時15分必着
(2) 提出場所 宮崎県商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課 国際企画・旅券担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
(3) 提出方法 入札書 (別記様式2) を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、入札書に記載する日付は、提出日又は発送日とすること。

- ア 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「11月13日開封《令和7年度宮崎県の国際化に関するアンケート調査業務委託》の入札書在中」と朱書きし、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒

に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。

イ 入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

ウ 代理人が入札を行う場合は、委任状(別記様式3)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示方法及び当該代理人の氏名を記載して押印しなければならない。その場合、代理人の印鑑は、入札書及び委任状とも同じものとする。

8 開札の日時及び場所

- (1) 場所 宮崎県庁 8 号館 4 階第一会議室
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 日時 令和 7 年 11 月 13 日（木）午前 10 時
- (3) 開札の立会い

開札は、入札者又はその代理人 1 名を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条第 2 項第 2 号の規定により免除する。

10 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。再度の入札の回数は 1 回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。

ア 初度入札に参加しなかった者

イ 初度入札に参加したが、入札をしなかった者

ウ 連合その他不正な行為があった入札をした者

- (4) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 再度の入札書には、再入札書と記載すること。
- (6) 開札時に入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合には別に定める日時に再度の入札を行う。
- (7) 再度の入札に付しても落札者がいないときは、最低入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときに限り、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約を締結する。

12 契約書等

- (1) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約保証金については、宮崎県財務規則第 101 条の規定による。
- (3) 契約の条項は、別添業務委託契約書（案）のとおりとする。

13 その他

入札参加者又は契約の相手方が本件に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。